

2014年3月

お客様各位

帝人エンジニアリング株式会社
第一事業センター

特定化学物質障害予防規則の改定に伴う製品の取り扱いについて

拝啓時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて標記について、厚生労働省より、労働安全衛生法施行令等の改正が新たに公示され、インシジウム化合物・コバルト及びその無機化合物・エチルベンゼンが、健康障害防止措置が必要な物質として追加となりました。

つきましては、法改正に伴う弊社の対応をご連絡いたしますので、ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 法改正の概要

労働安全衛生法施行令及び関連規則の一部改正が公示され、新たに「コバルト及びその無機化合物」が、表示等が必要な物質及び特定化学物質の管理第2類物質として追加されました。この法改正に伴い、コバルト(以下、Coと表記)を規定量以上含有する物質について、下記の対策を講じる必要があると思われれます。

- ① 譲渡・提供する場合の容器・包装への表示
- ② 安全データシート(SDS)による通知
- ③ 発散抑制処置
- ④ 作業主任者の選任
- ⑤ 作業環境測定
- ⑥ 健康診断
- ⑦ その他

なお、適用除外作業・猶予期間等の設定がございますので、詳細は厚生労働省のホームページ、所轄の労働基準監督署または法令等でご確認ください。

2. 法改正に伴う弊社の対応

弊社の製品は、材質によってはCoを0.1%以上含有する場合があります。

製品は固体状態ではありますが、お客様での加工作業により、粉塵、ヒューム、ミスト等が発生する恐れがあります。

そのため、弊社では、お客様に提出する成績書に使用した材料のミルシートを添付することで、Co含有率についての情報を提供させていただきます。

なお、製品の安全性については、材料メーカー様の最新の安全データシート(SDS)をご参照していただくようお願い致します。

以上